

各医療機関管理者様

静岡県感染症対策局担当部長

新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に悩む患者の
診療実態調査の実施について（依頼）

日頃、本県の感染症対策に御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

本県では、新型コロナウイルス感染症の罹患後症状に悩む患者に対して、かかりつけ等地域の医療機関を受診するよう案内している一方で、これまで県が実施したアンケート調査では、県民からは、どこの医療機関を受診すればよいか分からない、また医療機関からは、専門医療機関の情報が欲しい、といった御意見、御要望をいただいております。

このたび、こうした御意見等に対応するため、①新患者を受け入れる医療機関のリストを県民に公表、②難治例やより専門的な治療の必要な紹介患者を受け入れる医療機関のリストを県内医療機関等に情報提供することを目的として、これらのリスト作成のため下記のとおり調査を行います。

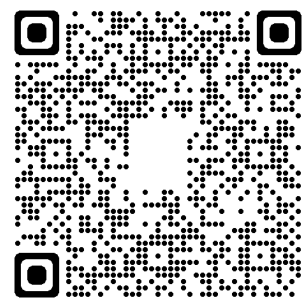
御多用中恐れ入りますが、回答に御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 回答方法

以下の URL 又は二次元バーコードから調査票（google フォーム）にアクセスいただき、御回答ください。

URL : <https://forms.gle/LFUAkW6HjUT1RW1u5>



2 回答期限

令和5年7月31日（月）までに御回答をお願いします。

3 調査項目（主なもの）

- ・罹患後症状に悩む患者の診療の可否
- ・他院からの難治例の紹介患者受付の可否
- ・診療に際して困ったケース
- ・診療可能な症状
- ・県民への公表可否
- ・診療不可の理由 等

4 本調査結果の活用について

- (1) 罹患後症状に悩む新患患者を受け入れる医療機関リストを県HPで公表
- (2) 難治例やより専門的な治療の必要な紹介患者を受け入れる医療機関リストを県内医療機関等に提供
- (3) その他の医療機関が抱える課題を把握し、今後の事業策定に活用

5 罹患後症状の診療に係る特定疾患療養管理料（147点）の取扱いについて

令和5年4月27日付け 厚生労働省保険局医療課事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」にかかる疑義解釈資料の送付について（その2）」において、新型コロナ患者と診断された後、3ヶ月以上経過し、かつ罹患後症状が2ヶ月以上持続している患者を診療した際の特定疾患療養管理料（147点）については「都道府県の公表している医療機関リスト」に掲載されている医療機関が算定可能となっておりますが、本県においては、本調査への回答内容に関わらずいずれの医療機関も算定可能です。

詳細は、本通知と一緒に通知しております令和5年7月18日付感新企第106号 静岡県感染症対策担当部長通知「新型コロナウイルス感染症の罹患後症状の診療に係る診療報酬の取扱い等について」を御参照ください。